

## 丸亀市国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予に関する取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第44条第1項に規定する一部負担金の減額、免除（以下「減免」という。）及び徴収猶予の取り扱いについて、丸亀市国民健康保険規則（平成17年丸亀市規則第79号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一部負担金 法第42条第1項の規定により得られる額をいう。ただし、高額療養費の適用により、一部負担金の額に限度額がある場合は、これらの適用を受けた後の額とする。
- (2) 基準額 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定の適用があるものとして同法第11条第1項第1号から第3号までに掲げる扶助について同法第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の例により測定した当該世帯主等の需要の額の合計額をいう。

### (減免の対象)

第3条 市長は、入院療養を受ける丸亀市国民健康保険の被保険者（以下「被保険者」という。）が次の各号のいずれにも該当し、一時的にその生活が著しく困難となったと認めるとときは、当該被保険者にかかる一部負担金の支払いを減免することができる。

- (1) 世帯主及び当該世帯に属する被保険者の収入の額の合計額が基準額に1,000分の1,155を乗じた額（以下「令和2年10月改正基準額」という。）以下である世帯
  - (2) 当該世帯主等の預貯金の額の合計額が令和2年10月改正基準額の3月分に相当する額以下である世帯
- 2 市長は、被保険者が前項に掲げる事由に類する事由があると認めるときは、一部負担金を減免することができる。

### (減免の割合)

第4条 一部負担金の減免の割合は、次の表に定めるとおりとする。

適用区分	減免の割合
第3条に該当する被保険者	10割減額（免除）

### (減免の期間)

第5条 一部負担金の減免の期間は、1か月単位の更新制とし、開始月から連続して3か月以内とする。ただし、減免の期間終了時において、当該減免を受けるに至った事由が継続していると認める場合は、当該期間を延長することができる。

### (徴収猶予の対象)

第6条 市長は、第3条の減免の対象に該当しない世帯で、その生活困窮が一時的なものであり、次の各号のいずれにも該当するときは、当該世帯にかかる一部負担金の徴収を猶予する

ことができる。

- (1) 被保険者の属する世帯の資力が 6 か月以内に回復し、徴収猶予した一部負担金を納付することが可能と見込まれるとき。
- (2) 被保険者の世帯に属する者のうち、労働能力を有する者がすべて就労している(やむを得ない事情があると認める場合を除く。) とき。  
(徴収猶予の期間等)

第7条 徴収猶予の期間は、6 か月以内に限るものとする。この場合において、徴収猶予した場合の一部負担金については、当該世帯主が健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）に対する支払いに代えて、市が当該一部負担金を直接に徴収することとする。

2 徴収猶予された一部負担金は、猶予期間満了日を納期とし、その 10 日前に当該世帯主に納入通知書を送付し、全額を徴収するものとし、一部負担金が納期までに納付されない場合には、法第 78 条及び第 79 条に基づき処理するものとする。

#### (減免等の申請)

第8条 一部負担金の減免及び徴収猶予（以下「減免等」という。）を受けようとする世帯主（以下「申請者」という。）は、規則第 4 条の国民健康保険一部負担金減免（徴収猶予）申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、緊急やむを得ない特別の理由がある場合は、当該申請書を提出することができるようになつた日後直ちに提出するものとする。

- (1) 世帯状況等申告書（様式第 1 号）
- (2) 同意書（様式第 2 号）
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

#### (他制度の活用等)

第9条 市長は、あらかじめ療養に要する期間が長期に及ぶと見込まれる場合については、被保険者の生活実態に考慮しつつ、必要に応じ、生活保護法の相談等適切な福祉施策の利用が可能となるよう、福祉部局との連携を図るものとする。

#### (審査)

第 10 条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請内容が事実と相違ないことを確認するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、法第 113 条の規定に基づき、当該申請者に対して文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は質問を行うことができる。

- 2 既に支払われた一部負担金については、減免等の対象としないこととする。
- 3 市長は、第 1 項の審査において、申請者が非協力的又は消極的であるため事実確認が困難であるときは、申請を承認しないものとする。

#### (決定通知及び証明書の交付)

第 11 条 市長は、一部負担金の減免等の措置の可否を決定したときは、規則第 5 条に規定する国民健康保険一部負担金減額免除徵収猶予決定通知書により、申請者に通知するとともに、承認の決定の場合は、国民健康保険一部負担金減免及び徵収猶予証明書（様式第 3 号。以下「証明書」という。）を交付するものとする。

2 前項で徵収猶予の決定を受けた、国民健康保険一部負担金納付誓約書（様式第 4 号）を市長に提出するものとする。

（証明書の提示）

第 12 条 前条の証明書の交付を受けた被保険者が保険医療機関等で療養の給付を受けようとするときは、国民健康保険被保険者証に当該証明書を添えて当該保険医療機関等に提出しなければならない。

（減免の取消し）

第 13 条 市長は、一部負担金の減免の承認を受けた被保険者が虚偽の申請その他不正な手段により減免を受けたことが明らかになったときは、直ちに当該被保険者に対する減免の承認を取り消すものとする。

2 前項の場合において、被保険者が医療機関等で療養の給付を受けているときは、市長は、直ちに減免の承認を取り消した旨を当該医療機関等に通知するとともに、当該被保険者がその取消しの日の前日までの間において、当該減額又は免除の承認によりその支払いを免れた額を市長に返還させるものとする。

（徵収猶予の取消し）

第 14 条 市長は、一部負担金の徵収猶予の承認を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、その徵収猶予をした一部負担金の全部又は一部について、その徵収猶予を取り消し、これを一時に徵収することができるものとする。

(1) 徵収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したことにより、徵収猶予をすることが不適当であると認めるとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により徵収猶予を受けたことが明らかになったとき。

（その他）

第 15 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。